



令和七年度版

学校生活の手引き

羽咋市立昆知中学校

1 邑知中学校の教育目標

校訓「らしくあれ」を基に、生徒も教職員も謙虚な言動を心がけ、仲間と共に協働し、一人一人が成長することができる生徒の育成に努める。

めざす生徒像

- ・つくす…「何か・誰か」のために頑張る生徒
- ・つたえる…親身になって伝え合う生徒
- ・つながる…仲間と共に力を合わせて活動する生徒

2 校訓 「らしくあれ」

本校区の古刹永光寺に「柳ハ緑、華ハ紅ナリ」と記した襖書（山岡鉄舟書・市指定文財）があり、金剛經の「目前ニ法無シ、柳緑華紅ノ教ヘニ従フノミ」に由来する。すなわち物事に自然の理があり、あるべき姿の希求こそ永久不変の真理であることを意味している。邑知中学校の生徒らしい生徒であるよう努めさせたい。

3 校章

校区の象徴である邑知鴻に自生する菱の実をデザイン化したもので、3個の菱は未来に伸びる生徒を飯山・余喜・神子原の3小学校校区を友情の輪で結ぶと共に、知・徳・体の調和的発達を表す。



4 邑知中学校のあゆみと栄光の記録

昭60. 4. 1	羽咋市立邑知中学校創立（旧邑知中学校、旧余喜中学校統合による）
昭60. 4. 5	開校式並びに入学式 校旗樹立 校歌制定
昭60. 6. 8	新校舎落成
昭63. 7. 24	男子剣道部「石川県中学校剣道大会」優勝（北信越第3位）
平2. 8. 21	女子軟式庭球部「全国中学校軟式庭球大会」準優勝
平4. 7. 19	女子バレー部「石川県中学校バレー部大会」優勝
平6. 7. 24	男子弓道部「石川県中学校弓道大会」優勝 11. 21 10周年記念式典
平8. 7. 20	男子柔道部「石川県中学校柔道大会」優勝（全国大会敢闘賞ベスト8）
7. 21	男子弓道部「石川県中学校弓道大会」優勝
平11. 7. 18	女子弓道部「石川県中学校弓道大会」優勝 7. 22 女子剣道部「石川県中学校剣道大会」優勝（北信越準優勝・全国大会ベスト16）
11. 5	男子駅伝部「石川県中学校駅伝大会」優勝
平13. 10. 4	男子弓道部「全国通信中学校弓道大会」優勝
平14. 7. 20	女子柔道部「石川県中学校柔道大会」優勝
平15. 7. 20	女子弓道部「石川県中学校弓道大会」優勝 8. 20 野球部「中部日本地区選抜中学軟式野球大会」3位入賞
平16. 7. 26	吹奏楽部「石川県吹奏楽コンクール」金賞（県代表）
平17. 6. 7	羽咋郡市中学校相撲大会団体優勝・個人優勝
平18. 6. 6	羽咋郡市中学校相撲大会団体優勝（2年連続） 男子弓道部「石川県中学校弓道大会」優勝（全国大会出場） 北國「あすなろ善行賞」受賞
平19. 8. 25	「コカコーラ環境教育賞主催者賞」受賞
平20. 7. 19	男子弓道部「石川県中学校弓道大会」優勝（全国大会出場） 7. 28 吹奏楽部「石川県吹奏楽コンクール」金賞（県代表）
平22. 7. 17	男女弓道部「石川県中学校弓道大会」優勝（全国大会出場）
平23. 7. 17	女子弓道部「石川県中学校弓道大会」優勝（全国大会出場） 8. 21 女子弓道部「第8回全国中学校弓道大会」（個人優勝・団体3位）
平24. 7. 19	男子弓道部「石川県中学校弓道大会」優勝（全国大会出場）
平28. 7. 17	女子弓道部「石川県中学校弓道大会」団体・個人優勝（全国大会出場）
平28. 7. 18	男子卓球部「石川県中学校卓球大会」個人優勝
平29. 5. 30	羽咋郡市中学校相撲大会団体優勝
平29. 7. 16	男子柔道部「石川県中学校柔道大会」個人優勝（全国大会出場）
令元. 7. 14	女子柔道部「石川県中学校柔道大会」個人優勝（全国大会出場） 男子弓道部「石川県中学校弓道大会」団体・個人優勝（全国大会出場）
令2. 12. 13	男子卓球部「石川県中学校選抜卓球大会」団体優勝（全国大会出場）
令3. 7. 18	女子柔道部「石川県中学校柔道大会」個人優勝（全国大会出場）
令5. 7. 9	女子弓道部「石川県中学校弓道大会」団体・個人優勝（全国大会出場個人3位）
令5. 7. 16	女子柔道部「石川県中学校柔道大会」個人優勝（全国大会出場）
令6. 7. 13	男女柔道部「石川県中学校柔道大会」団体・個人優勝（全国大会出場個人3位）

生徒心得

1 心得

- (1) 自主的に行動し、常に自己の言動に責任を持つ。
- (2) 和をもって交わり、親切と礼儀を持って助け合う。
- (3) 学校全体の向上発展のために心がけ、立派な校風樹立に努める。

2 登校下校

- (1) 登下校時には、自ら明るい大きな声であいさつができるよう心がける。
- (2) 登下校時には、交通ルールや公共交通機関でのマナーを守り、交通事故に気をつける。
- (3) 登校下校の時刻を守り、決められた場所から出入りする。（登校は8：10までに着席）
- (4) 遅刻や早退、欠席の場合、保護者が学校に連絡する。
※遅刻（始業後の登校）の場合、職員室へ寄ること。
- (5) 規定時刻以後、校内に居残り、研究作業、会合をするときは係の先生に届け出る。
- (6) いったん校内に入ったら、先生の許可のない限り校外に出ることはできない。

3 授業中

- (1) 授業は先生と生徒が共につくるという心構えで、積極的に参加する。
- (2) 授業の開始は、チャイムの前に座席に着き、授業の準備や学習時間にあてる。
- (3) 授業中における教室の出入りは、その担当先生の許可を得る。

4 休憩時間

- (1) 校内を通行するときは静かに歩き、来客者にはあいさつを行う。
- (2) 校舎外に出るときは外履きにかえ、校内を汚さないようにする。
- (3) 教室移動は時間内にすみやかに行う。

5 食事

- (1) 給食は学習の場であることを自覚し、礼儀正しく自分の健康を増進する場と考える。
- (2) 食事前に手を洗い、衛生面に気をつける。
- (3) 食事の準備は全員で行い、エプロン・マスク・バンダナを着用し、衛生的に準備する。

6 清掃

- (1) 清掃は学習の場であることを自覚し、校舎内外の美化の維持に留意して行う。
- (2) 清掃用具は大切にし、必ず定められた場所に片付ける。
- (3) 清掃は無言で行う。

7 生徒会活動

- (1) 一人ひとりが自覚と責任感を持って、より良い学校づくりを目指して委員会活動に取り組む。
- (2) 学級役員及び専門委員は、各自の役割の重要さを知り、綿密な計画の基に積極的に活動する。
- (3) 代議員会は生徒会活動の中心であることを考え、代議委員は、必ず会に出席し、公正に議案を審議する。
- (4) 代議委員・専門委員は決定事項を学級に伝達するなど、生徒会活動の活性化に努力する。

8 学級活動

- (1) 会長及び学級役員を中心として、よりよい学級づくりを目指し、各自の役割を果たす。
- (2) 学級担任・副担任の先生と相談しながら、学級会活動に全員で取り組む。
- (3) 学級当番は、学級の整頓、清潔、換気、火気に注意し、また、その日の伝達連絡にあたる。
- (4) 各自は、役員、係などの活動を理解し協力する。

9 用具の使用

- (1) 全ての用具は、係、または係りの先生の使用許可を受けて大切に扱い、使用後は所定の場所に返す。
- (2) ガラス、机、椅子、扉及び校具は丁寧に扱い、破損した場合は速やかに担当と係りの先生に届け出る。(修理費用は自己負担とする)

10 服装及び持ち物

- (1) 下着、頭髪、爪などは常に清潔に心がけ、いつも清潔なハンカチとティッシュを持つ。
- (2) ボタン・ホック及び名札は、決められたところに正しくつけ、きちんとした服装をする。
- (3) 学校内の活動に不必要的金銭、品物は持ってこない。また、友達同士の物品売買をしない。
- (4) 服装及び持ち物は、名前を書き、失ったときはすぐに担任の先生に届ける。

11 服装、頭髪、履物、自転車について

(1) 服装規定

[Aタイプ冬服]

- ① 上着 : 紺色セーラ服 白線2本入り (指定服)
- ② スカート : 紺色ヒダスカート ひだ数24本
長さはひざ頭がかくれる程度より長いものとする
スラックス : 紺色スラックス (指定服)
- ③ リボン : 茶色とする
- ④ 合着 : 白色コンビシャツを原則として、それ以外の合着は白色
又は黒、紺、グレーの単色とする (ワンポイント可)

[Aタイプ夏服]

- ① 上着 : 白色半そでセーラー服 襟は紺色 (指定服)
※白色又は、黒、紺、グレーの下着を着用
- ② スカート : 冬服と同様 (夏用の薄地のものを着用しても良い)
スラックス : 紺色スラックス (指定服)

[Bタイプ冬服]

- ① 上着 : 標準学生服「トンボ」「カンコー」「ハトサクラ」等
- ② ズボン : ストレート、タックは不可
(体格の大きい生徒はスポーツタイプを利用可)
- ③ 合着 : 白色又は黒、紺、グレーの単色とする (ワンポイント可)
長袖カッターシャツも可

[Bタイプ夏服]

- ① 上着 : 白半袖カッターシャツ 白半袖開襟シャツ
※白色又は、黒、紺、グレーの下着を着用
- [くつ下] : 男女とも白、黒、紺、グレーの単色とする
- [ベルト] : 黒色単色で飾りのないもの

(2) 身なり

ア. 髪型は学習や運動に差し支えない、中学生らしい髪型 (左右対称) を基本とする。
整髪料の使用、パーマ、脱色、染色、剃りこみなどの特殊なカットは禁止。

〔細則〕 ○前髪は目にかかるない長さにする。

○後髪は襟にかかるない長さにする。

○長髪の場合は切るか後ろで結ぶ。

イ. 名札は、学校名、姓名入りのものを左胸につける。

ウ. 履物については以下に定める。(内履きにはかかとの部分に記名する。)

○通学時……学校指定の外履きズック

積雪時は長靴、通学用推奨スノトレ、黒のブーツまたは白か黒のスノトレも可とする(装飾のないもの)

○学校用……学校指定の内履きズック、外履きズック

○部活動……必要とする部については、入部後顧問の指導で購入する。

- エ. 防寒具については部活動で一括購入したものまたは、各自で購入したものを使用する。各自で購入するものについては、黒、紺、グレー、ベージュ等で華美でないものとする。
- オ. カーディガン、セーター、ベストなどは、派手な型や色のものは着用しない。
- カ. マフラー・ネックウォーマーを着用してもよい

(3) 持ち物

- ア. 体育用トレパン・トレシャツは学校指定で、氏名の刺繡のある物を購入する。
 - 冬用一男女とも、紺色の長袖・長ズボンの体操服
 - 夏用一上は男女とも白色の半袖体操服 下は男女ともハーフパンツ
- イ. 指定のスポーツバッグを使用し、セカンドバッグは部活動で指定したもの以外は使用しない。
 - 記名をしておくこと。

ウ. 通学用自転車について

- 「自転車通学許可願い」を提出し、校長から許可を得て、登録シールを後輪カバーに貼付してある物を使用する。
- 自転車は指定の場所にきちんと置き、施錠する。
- 変速装置は可とするが、ドロップハンドル（セミドロップも）、マウンテンバイクは禁止とする。バーハンドルは可
- 不必要な装飾品はつけない。
- ヘルメットは学校指定のもので、自転車に乗るときは常時着用する。
- 雨天時は、雨ガッパを使用する。
- 自転車通学保障保険に原則加入する。

12 礼儀と言動

- (1) 先生に対しては、尊敬の心を持ち、礼儀正しくする。
- (2) 校内、校外にかかわらず誰とでも元気なあいさつをする。
- (3) 正しい言葉遣いをする。
- (4) 危険な行動を慎み、他人に迷惑をかけない。
- (5) 団体で行動するときは、よく協力し、秩序を守る。

13 校外生活

- (1) 家庭では家族の一員として自ら家庭での仕事分担を引き受ける。
- (2) 公共の場所においては、その規律を守り、社会道徳、交通規則を守る。
- (3) 喫茶店、飲食店、遊技場の出入り、映画・演劇などの鑑賞は保護者同伴のときに限る。
- (4) 夜間の外出はしない。
- (5) 邑中ネット憲章を守る。

14 部活動

- (1) 本校は以下の部活動がある。
 - ・運動部…柔道、剣道、弓道、卓球、バレー、ボール
 - ・文化部…吹奏楽
- (2) 練習開始時刻と終了時刻を守り、使用後の後始末と整理整頓は、きちんとする。
- (3) 菓子類、ジュース類など不要物は持ってきてはならない。
- (4) ケガをした場合は、直ちに顧問や近くにいる先生に、本人または一緒に活動していた者が届け出る。
- (5) 顧問が留守で緊急を要する場合には、教頭先生か校長先生に連絡する。
- (6) 原則全員入部制であるが、地域スポーツ団体等で部活動と同等の活動(※)を実施している場合には部活動に加入しなくてもよい。

※原則週5日程度活動している、公認の指導者がいる、一定の活動場所があるなど。

邑知中学校生徒会会則

第1章 名称

第1条 本会は、邑知中学校生徒会とします。

第2章 目的

第2条 本会は、次のことを目的とします。

(1)学校行事に協力し、生徒のいろいろな活動を計画し実行します。

(2)よい校風をつくるために、いろいろな問題を研究討論し、民主主義の基本を学びます。

第3章 会員

第3条 本会は、本校生徒会全員とし、本校教職員を特別会員とします。

第4章

第4条 本会の役員は、会長1名、副会長2名、書記1名とします。

第5条 本会の役員は、全会員の無記名投票により選挙されます。任期は半年間として再任されてもよいものとします。

第6条 会長は、生徒会を代表し、生徒会に関する一切の責任を負い、生徒会各種の会議を招集します。

第7条 副会長は、会長を助け、また会長に事故あるときはこれを代行します。

第8条 書記は、生徒会の会務及び必要なときは会計事務をかねます。

第5章 生徒総会

第9条 生徒総会は、前後期各1回開き、会務の報告及び承認その他必要なことを決定します。必要なときには臨時生徒総会を開くことができます。議長は会員の中から選ばれて会を司会します。

第10条 生徒総会は、全会員の3分の2以上の出席がないと開かれないものとします。

第6章 議決機関

第11条 代議員会は、本会を代行する議決機関で第2条の目的を果たすのに必要なことを議決します。議決には過半数の賛成を必要とします。

第12条 代議員会は、通常毎月1回定例代議員会を開くことができます。その他必要なときに臨時代議員会を開くことができます。議長は、代議員の中から選ばれて会を司会します。

第13条 代議員会は、3分の2以上の出席がなくては開かれないものとします。代議員に事故のあるときには委任状を認めます。

第14条 代議員は、各学級の会長と副会長により構成されます。

第15条 代議員は、学級の意見をまとめて発表し、議決事項は学級によく伝達し、実行する責任があります。

第7章 執行機関

第16条 本会には、次の執行機関を設けます。必要に応じて特別委員会を設けることができます。

(1) 執行部会

会長・副会長・書記

(2) 執行委員会

会長・副会長・書記・委員長

(3) 専門委員会

代表・生活・整美・図書・給食

第17条 各専門委員会には、委員長・副委員長・書記を置きます。

第18条 応援団は、生徒会直属とし、会長が責任を持ち、まとめます。

第19条 各専門委員会は、次のことを処理します。

- (1) 代表委員会：学級内における活動に関する計画とその実践にあたります。
- (2) 生活委員会：学級内外において生徒の生活指導一般・体育活動に関する計画とその実践にあたります。
- (3) 整美委員会：清掃・美化活動及文化活動の計画とその実践にあたります。
- (4) 図書委員会：図書活動の計画とその実践にあたります。
- (5) 給食委員会：給食全般の改善を目指す活動とその実践にあたります。

第8章 学級生徒会

第20条 各学級に、学級生徒会を置きます。

第21条 学級生徒会の組織は次の通りとします。

会長・副会長各1名、書記2名、専門委員
応援団リーダー・学校生徒会選挙管理委員

第9章 役員の任命

第22条 学校生徒会役員は、校長が任命します。

第23条 学級生徒会の会長・副会長・書記・会計は、校長が任命します。

第10章 選挙管理委員会

第24条 選挙管理委員会は、次のことをします。

- (1) 選挙管理委員会は、年2回の生徒会役員選挙などを公平に行うように指導します。
- (2) 選挙管理委員会は、各学級から選ばれた委員で構成され、任期は1年とします。
- (3) 選挙管理委員会が、生徒会役員に立候補したときには、委員を辞任し、各学級から新たに委員を選出します。

付 則

平成24年4月1日 一部改正

平成25年4月1日 一部改正

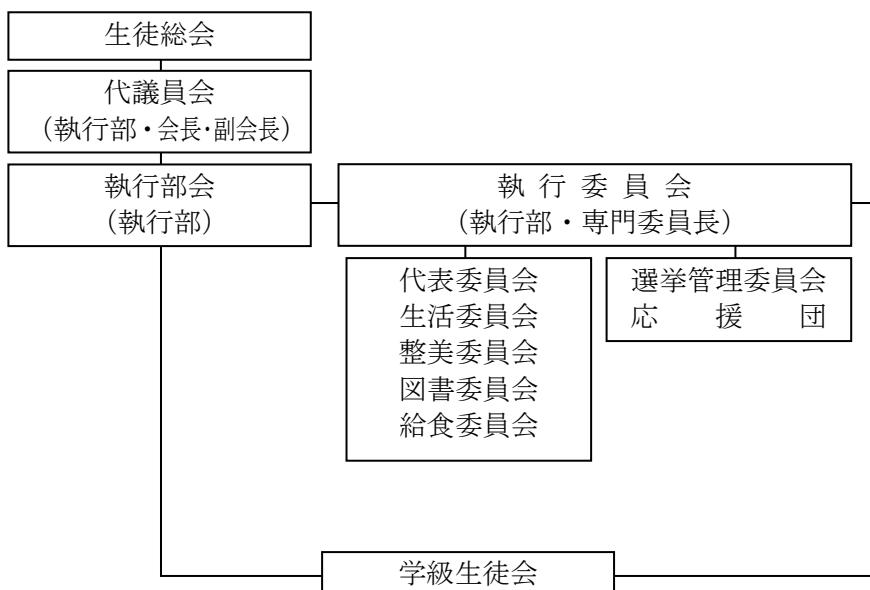
平成27年4月1日 一部改正

平成29年4月1日 一部改正

平成30年4月1日 一部改正

令和3年5月1日 一部改正

【生徒会組織図】



通学路と危険箇所



現在、工事の関係で地図通りの通学路ではない箇所があります。各自十分に注意して登下校してください